

困ったときは「☎188」に消費者相談！

■消費者トラブルにあってしまったとき

悪質商法の被害、契約のトラブル、取り引き、怪しい郵便物などおかしい点があるときは、早めの相談が解決への近道です！

■クーリングオフ制度をご存知ですか？

訪問販売や電話勧誘など不意打ち的な販売方法では、契約しても法律期間内であれば無条件で契約を解除できます。

- 【主な取り引きと期間】 ・訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供、訪問購入—8日間
 ・連鎖販売取引、業務提供誘因販売取引—20日間

■クーリングオフ制度外の継続的な契約の中途解約

次のサービスは、契約総額5万円、期間2カ月(エステは1カ月)を超えるものは、クーリングオフ期間経過後も中途解約できます。

- 【役務の書類】 ・エステティックサービス — 未使用料金の残額の1割か2万円のいずれか低い額
 ・外国語会話教室 — 未使用料金の残額の2割か5万円のいずれか低い額
 ・パソコン教室 — 未使用料金の残額の2割か5万円のいずれか低い額
 ・結婚相手紹介サービス — 未使用料金の残額の2割か2万円のいずれか低い額
 ・学習塾、学習指導 — 月謝相当額か2万円のいずれか低い額
 ・家庭教師 — 月謝相当額か5万円のいずれか低い額

■消費者契約法による契約取り消し、不当条項の無効

【取り消せる場合】

- ・重要事項でうそをついた ・将来不確実なことを断定して告げた
- ・不利益になることを告げなかった ・普通に使う量を著しく超えていることを知りながら契約させた
- ・「帰ってほしい」「帰りたい」という消費者の意思表示を無視し、勧誘を続け、契約を押し付けた

消費者生活相談先

- ・消費者ホットライン(近くの消費生活センターに繋がります) ☎188
- ・企画振興課協働推進係 ☎0137-62-2300
- ・産業課商工観光労働係 ☎01398-2-3111

◆平成30年度「協会けんぽの健診」の案内

協会けんぽ北海道支部では、年度内に1回、加入者の皆さまの健診費用の一部を補助しています。35～74歳の被保険者(本人)へは、がん検診を含めた充実した健診項目の「生活習慣病予防健診」を、40～74歳の被扶養者(家族)へは、メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」と2つの健診を用意しています。生活習慣病の予防と早期発見・治療のためにも年に1度は健診を受けましょう！

【問い合わせ先】

全国健康保険協会(協会けんぽ)北海道支部 ☎011-726-0352



広告

100セット以上展示中

五月人形・こいのぼり

久月 吉徳 全国送料無料

カタログ希望の方無料郵送致します ☎0120-444-753

■5月5日まで不定休
 営業時間/AM9:30~PM7:00

社団法人形協会会員

人形の京菊

函館市桔梗2丁目19-6(国道5号線沿い) WWW.kyougiku.com

広告

司法書士・行政書士

やまびこ事務所

●登記 ●相続 ●遺言 ●後見 ●許認可 ●債務整理など

お気軽にご相談ください

☎0137-63-2917

司法書士・行政書士 青沼千鶴 [行政相談委員]
 八雲町本町87番地2F(ふたばさん2階)